

第八十四条及び第八十五条を次のように改める。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特許業務法人の社員若しくは清算人又は日本弁理士会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

二 第五十三条の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

三 第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかったとき。

四 定款又は第五十五条第一項において準用する会社法第六百五十五条第一項の会計帳簿若しくは第五十五条第一項において準用する同法第六百七十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第五十五条第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。

六 第五十五条第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第五十五条第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

(弁理士法の一部改正に伴う経過措置)

第四百五十二条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の弁理士法（第三項において「旧弁理士法」という。）第五十二条第一項各号に掲げる理由により特許業務法人が解散した場合又は施行日前に同条第二項の規定により特許業務法人が解散した場合における特許業務法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の弁理士法（次項において「新弁理士法」という。）の定めるところによる。

2 施行日前に提起された特許業務法人の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における特許業務法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新弁理士法の定めるところによる。

3 施行日前に申立て又は裁判があつた旧弁理士法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。）の手続については、なお従前の例による。

(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正)

第四百五十三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第六項中、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を、「会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第四百五十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号から第五号までの規定中、「資本」を「資本金」に改める。

第十二条第六項中、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を、「会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

(電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第四百五十五条 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条第一項中、「社債」を「、会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十六条に規定する募集社債」に、「同じ。」を「募集社債」という。）を引き受ける者」に改め、同条第二項中「債券」を「社債券」に改める。

附則第三十六条第五号中、「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改める。

(中小企業経営革新支援助法の一部を改正する法律の一部改正)

第四百五十六条 中小企業経営革新支援助法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第九条から第十一条までを次のように改める。

第九条から第十一条まで 削除

附則第十八条中、「、第九条第一項、第三項及び第五項並びに」を「及び」に改める。

(中小企業経営革新支援助法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四百五十七条 この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の中小企業経営革新支援助法の一部を改正する法律（以下この条において「旧経営革新法一部改正法」という。）附則第九条第一項、第三項又は第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧経営革新法一部改正法附則第四条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第十条の十八第一項各号又は同条第二項各号に掲げる事由により解散する旨の定款の定めについては、会社法第四百六十六条の規定にかかわらず、取締役会設置会社にあつては取締役会の決議、取締役会設置会社でない会社にあつては取締役の過半数の決定により、その定めを廃止する定款の変更をすることができる。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正)

第四百五十八条 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）第八条」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(組合員の職務を代行する者)

第二十三条 仮処分命令により選任された組合員の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、組合の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。前項の規定に違反して行った組合員の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、組合員は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3 第一項の裁判所の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 裁判所は、前項の規定により清算人を選任した場合には、組合員が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

第五十三条の見出しを（解散及び清算についての準用規定）に改め、同条第一項中「商法第七十条ノ二」を「第二十三条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 組合の解散及び清算については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項（第二号八及び第三号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。